平成２６年（フ）第９６号
三重県桑名市大字小泉663番地
債務者　鈴木八千代
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第４８０号
京都市山科区勧修寺東栗栖野町６番地２　勧修寺第一市営住宅１―601
債務者　菅藤　智彦
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５１６号
京都府城陽市寺田深谷36番地の５
債務者　竹村　和美
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５４７号
京都府宇治市小倉町堀池35番地の30、前住所京都府宇治市宇治戸ノ内67番地の10
債務者　木下装飾こと　木下　俊介
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５４８号
京都市右京区嵯峨柳田町６番地１　グリーンヒル嵐山105、前住所京都市右京区嵯峨釈原町１番地１　エクセラージュ嵐山301号
債務者　羅　　聖七
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５４９号
京都市右京区嵯峨柳田町６番地１　グリーンヒル嵐山105、前住所京都市右京区嵯峨釈原町１番地１　エクセラージュ嵐山301号
債務者　元　　聖子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６１４号
京都市西京区下津林東大般若町28番地
債務者　朝日みね子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６１６号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　住宅公団小栗栖北団地12―106
債務者　中川　正己
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６１７号
京都市西京区樫原芋峠64番地　レオパレスＦｏｒｅｓｔ桂坂106、前住所京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１　９棟101号
債務者　北口　　實
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２４３号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32―17―503、住民票上の住所兵庫県伊丹市山田１丁目３番３号
債務者　山下　琢三
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４８号
兵庫県芦屋市宮塚町２番３―303号、前住所東京都文京区本郷４丁目12番16―703号
債務者　佐藤　尚道
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６２号
鳥取県米子市東福原８丁目15番43号　県住203号、前住所鳥取県米子市旗ヶ崎２丁目８番１―306号
債務者　小山　伸吾
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１６号
島根県飯石郡飯南町獅子25番地
債務者　田部　裕紳
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５９号
松江市乃木福富町62番地
債務者　原田チヨ子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４８号
愛媛県松山市堀江町甲81番地　内宮団地３棟46号
債務者　山田　裕枝
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４９号
愛媛県松山市北条辻847番地１　メゾン・ド・ピア106号
債務者　荻山　浩行
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
松山地方裁判所民事部